

北辰物産株式会社 御中

祝日取引に係る取引証拠金の事前割増額の取扱いに関する同意書

私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2（注1）に定める取引証拠金の事前割増額のうち、私の先物・オプション取引に起因する額としてクリアリング機構が定める額が、同第5条の2（注2）に規定する私の区分口座における私の証拠金所要額に加算されること及び同第9条の2第4項（注3）に基づき、貴 が当該額を私の取引証拠金としてクリアリング機構に預託すること（私が貴 との間で「差換預託に関する同意書」の承諾を行っている場合には、当該同意書において承諾している私が差し入れ又は預託した委託証拠金に関する事項を含みます。）について、ここに同意します。

（注1）「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則」にあっては、第12条の2。

（注2）「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則」にあっては、第5条。

（注3）「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則」にあっては、第12条の2第4項。